

議第17号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「第78条の2第4項第1号」の次に「、第79条第2項第1号」を加える。

第4条第1項第1号中「25,500円」を「27,500円」に改め、同項第2号中「35,700円」を「38,500円」に改め、同項第3号中「38,300円」を「41,200円」に改め、同項第4号中「45,900円」を「49,500円」に改め、同項第5号中「51,100円」を「55,000円」に改め、同項第6号中「56,200円」を「60,500円」に改め、同号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「63,800円」を「68,700円」に改め、同項第8号中「66,400円」を「71,500円」に改め、同項第9号中「79,200円」を「85,200円」に改め、同項第10号中「89,400円」を「96,200円」に改め、同項第11号中「104,700円」を「112,700円」に改め、同条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「22,900円」を「24,700円」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、「世帯主」の次に「その他その世帯に属する者」を加える。

附 則

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定及び附則第3条の規定は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

第2条 改正後の第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士